

お知らせ  
「全国一斉」法務局休日  
相談所の開設について

高知地方法務局では、次のとおり1日無料相談所を開設します。当日の相談については、あらかじめ予約が必要ですのでご注意ください。

▼日時  
10月5日(日)  
10時～15時

▼場所  
高知地方法務局本局

▼相談内容  
登記・戸籍・国籍・供託・人権擁護に関する相談、土地の境界に関する相談、公正証書に関する相談

▼相談員  
法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、公証人、人権擁護委員

▼予約連絡先  
高知地方法務局総務課

☎ 822-3331



お知らせ  
ご存知ですか  
公証制度

10月1日(水)から10月7日(火)は、「公証週間」です。「公証制度」とは、皆さんが不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり遺言をされたりする際、法務大臣の任命する「公証人」に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書(公正証書)を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図る制度です。公証週間中は、土曜日も無料相談を行います。

〈無料公証相談〉

▼日時 10月4日(土)

10時～12時 及び 13時～16時

▼場所 高知合同公証役場  
(電話相談もできます。)

高知市本町1-1-3

朝日生命高知本町ビル3階  
(中央公園西、堀詰電停北)

▼問い合わせ

☎ 823-8601

☎ 824-8427

☎ 872-4764

お知らせ  
ご存知ですか  
建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

▼加入できる事業主

建設業を営む方

▼対象となる労働者

建設業の現場で働く人

▼掛金 日額310円

▼特長

- ・国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- ・経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ・掛金の一部を国が助成します。

・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、

税法上全額非課税となります。事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置

建退共では、地震などにより災害救助法が適用された皆さんに対し、各種手続の特例措置を実施しています。

〈事業主の皆様へのお願い〉

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

▼問い合わせ

建設業退職金共済事業部高知支部

URL  
☎ 822-6181  
<http://www.kentaikyoo.taisyokukin.go.jp/>

講座・教室  
「ロコモティブシンドローム講座」開催のお知らせ

ロコモティブシンドローム(ロコモ)とは加齢による運動器の障害のため、移動能力

の低下をきたして要介護になる危険の高い状態になることをいいます。

ロコモ予防には運動と栄養ケアが必要です。いつまでも自分の足で歩き続けていくためにも運動と栄養について一緒に学びませんか？

皆さん、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

▼日時

9月27日(土)

10時～13時

(受付9時30分)

▼場所

すこやかセンター伊野

▼内容/講師

1. 転倒予防のための運動器機能向上のためのトレーニング
2. ロコモを予防する食事とは？

理学療法士 藤本 雄治

管理栄養士 新谷 美智

▼参加料

500円(昼食材料費代)

▼主催

仁淀病院健康いきいき教室

▼申込・問い合わせ

仁淀病院総務係

☎ 893-1551